

健康第 1254 号
令和 3 (2021) 年 2 月 4 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国においては、2月7日をもって、本県を緊急事態措置の実施区域から除外することを決定したところです。

しかし、新規感染者数は大きく減少してきているもののまだ特定警戒のレベルにあり、医療提供体制への負荷は依然として厳しい状況にあります。

このため、本日開催した第 46 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、2月 8 日以降の対応について「栃木県医療危機警報」を発し、県民・事業者の皆様にも、基本的な感染防止対策のほか、日中を含めた不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮、テレワークの推進などについて、協力を求めることといたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「警戒度レベル『特定警戒』における対応」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826

警戒度レベル「特定警戒」における対応

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和3(2021)年2月8日(月)～2月21日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ 日中も含めた不要不急の外出自粛を要請
特に、緊急事態宣言の対象区域への往来、夜間（21時以降）の外出に注意
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
（「会話する＝マスクする」運動を展開）
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
特に、大人数の会食は控えるよう注意
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請
- ・ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・飲食店に対して営業時間の短縮を要請（特措法第24条第9項）

【地域】県内全域 【期間】2月8日（月）～2月21日（日）

【内容】営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

【対象施設】

施設の種類	施設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

- ・下記施設に対して21時まで（ただし酒類の提供は11時から20時まで）の営業時間短縮協力の働きかけを実施
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1000㎡超。生活必需サービスを除く。）
 - ・下記施設に対して人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とすることへの協力の働きかけを実施
劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館
 - ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項）
 - ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進
 - ・オンラインビジネスの推奨
 - ・事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務の抑制
- ※ 学校においては、引き続き感染防止対策を徹底した上で、通常登校とする。

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼（特措法第24条第9項）

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、**屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保**できること（できるだけ2m）。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある又は参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がないかつ参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・人数制限なし ・適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施